

群馬県適正化通信 NO.49

運転時間の限度について

適正化通信 NO.47 過労運転の防止についてのなかで、連続運転時間について4時間を超える事の無いようお願いをしたところですが、改善基準においては運転時間について連続運転時間のほかに、1日の運転時間、1週の運転時間の限度を設けています。特に長距離運行や、泊まりのある運行についてはこれらの運転時間を配慮した時間管理をしていただき、改善基準の遵守をお願いします。

1. 1日の運転時間

2日（始業から48時間）平均で9時間まで

- 1日当たりの運転時間を計算するときは、特定の日を起算日として2日ごとに区切り、その2日間の平均とすることが望ましいとされています。ただし、ここで「2日平均で9時間」というのは、どの2日をみても平均9時間ということではなく、①特定日とその前日との平均か、②特定日とその翌日との平均のどちらか一方が平均9時間以内となっていれば、改善基準の違反にはなりません。

(1) 2日平均9時間の考え方



(2) 具体例

○	特定日の前日 運転時間9時間	特定日 運転時間9時間	特定日の翌日 運転時間9時間
○	特定日の前日 運転時間11時間	特定日 運転時間9時間	特定日の翌日 運転時間9時間
×	特定日の前日 運転時間9時間	特定日 運転時間10時間	特定日の翌日 運転時間9時間
○	特定日の前日 運転時間8時間	特定日 運転時間10時間	特定日の翌日 運転時間9時間
○	特定日の前日 運転時間10時間	特定日 運転時間8時間	特定日の翌日 運転時間12時間
○	特定日の前日 運転時間12時間	特定日 運転時間13時間	特定日の翌日 運転時間5時間
×	特定日の前日 運転時間12時間	特定日 運転時間8時間	特定日の翌日 運転時間11時間

2. 1週間の運転時間

1週間の運転時間は2週間ごとの平均で44時間まで

- 1週間の運転時間を計算するときは、特定の日を起算日として2週間ごとに区切り、その2週間ごとに計算します。

(1) 具体例

○	← 1週目 →		← 2週目 →		平均44時間
	運転時間44時間	その他	運転時間44時間	その他	

○	← 1週目 →		← 2週目 →		平均44時間
	運転時間41時間	その他	運転時間47時間	その他	

×	← 1週目 →		← 2週目 →		平均45時間
	運転時間46時間	その他	運転時間44時間	その他	

起算日

※ 9月に入ったと言っても、まだまだ残暑が厳しい日が続いています。また、今年の夏は猛暑日の連続でいわゆる夏バテや、体調不良のドライバーの方もいると思われます。体調管理については適正化通信No.39健康管理の重要性についてで、お知らせをしておりますところですが、平成24年8月までに既に3件の健康状態に起因する事故が発生し増加傾向にあります。一歩間違えば重大事故にも繋がりがかねません。

ドライバーの平均年齢も44.4歳（群馬県内平成24年1月27日現在）と年々上昇しているなかで、プロドライバーとして運転者自身でもしっかり体調管理をしていただき、生活習慣の改善等成人病の予防にも前向きに取り組むよう指導して下さい。併せて、管理者の方については毎日の点呼において、運転者の疾病、疲労等の状況について確認を徹底して下さい。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821